

「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）」におけるパブリック・コメント
 手続きの実施結果の概要及び「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」について

1 意見募集の期間等

(1) 募集期間

平成 17 年 2 月 2 日（水）～平成 17 年 3 月 1 日（火）

(2) 公表資料の配架場所等

- ・環境事業局 規制指導課
- ・公文書館
- ・行政資料センター

(3) 募集方法

電子メール・郵送・FAX・持参

2 集計結果

(1) 受付件数 3 件（個人：1 団体：2）

(2) 受付方法 郵便 1 件 持参 2 件

(3) 提出意見数 7 件

3 本市の考え方

番号	意見の要旨	本市の考え方
1	PCB 廃棄物は、山間部で処理すべきではないか。	市内には大量の PCB 廃棄物が保管されており、環境の汚染も懸念されることから、これらを早期に処理することを条件として日本環境安全事業（株）の処理施設の立地に協力することとしました。 また、PCB 廃棄物は、安全性の確保を最優先に确实かつ適正な処理を行っていくこととしています。
2	大阪市内の PCB 廃棄物の処理を当初の 2 ヶ年で完了するのは、処理経費の面から難しい。	ご指摘のとおり、PCB 廃棄物の処理には相当の経費を要すると想定されるため、計画では、当初の 2 ヶ年で処理することを目途とすると記載しています。
3	安定器等の小型機器を数多く保管されているが、この処理について明確になっていない。	ご指摘のとおり、当該廃棄物の処理体制については、現時点では明確となっていないため、施設の整備等を早急に行うよう国等に要請していくこととしています。
4	関西電力（株）の施設は、自家処理用であるため、計画に記載の必要がない。	PCB 特別措置法では、区域内（大阪市内）における PCB 廃棄物の処理に関する事項を定められており、自家処理であっても計画の対象となると考えています。

5	微量PCBが非意図的に混入した機器については、どうすればよいのか。	計画にも記載したとおり、現在、国の委員会で検討がなされており、その結果等によって必要な指導を行っていきます。
6	PCB廃棄物の保管場所、保管事業者の業種等を勘案して処理の優先順位をつけるべきではないか。	PCB廃棄物処理の重要性については、保管事業者の業種等によって優劣は付け難く、したがって、計画で処理の優先順位を設けることはできないと考えています。処理の希望時期については、処分業者と調整してください。
7	PCB廃棄物は、製造者の責任で処理すべきではないか。	PCB廃棄物は、保管事業者の責任で処理しなければならないことをご理解ください。 なお、PCBの製造者等からの出せん金については、PCB廃棄物処理に際しての安全性の評価、安全性の確保に係る研修・研究等の費用の一部に充当されます。

[大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 \(pdf : 790KB\)](#)